ひなもりフェス出店・出演規約

（規約の履行）

１．本規約は、公益社団法人宮崎県森林林業協会（以下、当法人とする）と出店者及び出演者（以下、出店者等という）が協力し、ひなもりフェスを安全かつ円滑に行う為に定める事を目的とします。

２．出店者等は、以下に述べる各規約および当法人から提示された事項について、これを遵守しなくてはなりません。これらに違反したと当法人が判断した場合には出店、出演の取り消し､出店物・展示物・装飾物の撤去・変更・退去を命じることができます。また、これにより出店者等及び関係者に生じた一切の損害においては、当法人はその賠償の責めを負わないものとします。

３．本規約は全ての出店者等に適用されます。

（ひなもりフェスの目的）

４．ひなもり台県民ふれあいの森を地域住民・諸団体等に広く開放し、当法人・地域住民・諸団体・出店者等の協働により、地域資源の活用や地域の魅力向上を行うことで、地域産業などに貢献する取り組みを実施することとします。

（資格）

５．出店者等は、本規約に記載の注意事項を遵守いただける方に限ります。また、搬入出及び出店時の同伴者にも規約遵守の指導の義務を負うものとします。

６．出店者等は当法人が定めるひなもりフェスの開催趣旨に合致する演目、商品、サービスを提供する個人・法人・団体に限ります。また、当法人は出店・出演内容について適切であるか否か決定し、不適切であると判断した場合は出店、出演をお断りする権利を有します。
なお、その際の根拠、判断基準などは公表しません。

７．演目は、舞台上及び周辺で安全にできるものに限ります。観客に危険が及ぶ演目はお断りします。また、宗教・政治に関わる内容の演目はできません。なお、子どもの健全育成上問題のない演目とします。

８．販売物は、原則として出店者自ら作成したオリジナル商品であり、且つ大量生産品ではないこと、または販売することに公共性がある等、当方がひなもりフェスの趣旨に対して適切と判断したものに限ります。

９．前項に定める出店・出演内容以外（パフォーマンス・宣伝・キャンペーン・各種イベント等）は、当法人にて内容を審議し、出店・出演の可否及び条件を決定します。

10. 加工食品の販売は、販売する品目に応じて保健所の営業許可、及び行商届が必要になります。

11. 宮崎県暴力団排除条例により、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業の出店は出来ません。

（申込）

12. ひなもりフェスへの出店・出演は、当法人が定める方法により申し込みを行い、当法人より出店許可および出演許可の連絡をした時点で正式な受理となります。出店数や出演数、ひなもりフェス実施内容等により、出店・出演をお断りする場合があります。
12. 出店許可および出演許可は申し込みを受理された出店者等のみを対象とし、第三者に譲渡及び貸与することはできません。
13. 出店・出演をキャンセルする場合は、開催日前日までにメールまたは書面により届け出て下さい。無断キャンセルの場合は今後の出店・出演をお断りする場合があります。

（規則）

14. 出店場所は出店受付時に当法人が定め、許可なく移動、拡幅を行うことができません。また出店者等による出店場所の指定は受け付けません。
    ひなもりフェス開催中に当法人が必要と判断した場合は、出店場所を移動していただく場合があります。
15. 出演者で搬入した機材は、各出店者等の責任で管理してください。また、当法人の有する機材を破損、破壊した場合は、修理費用等を請求する場合があります。
16. 出店中は来場者等の通行の妨げにならないよう注意し、事故の無いよう努めて下さい。
17. 警察・消防・保健所等の指示があった場合には従って下さい。
18. 不測の事態により、当法人がひなもりフェスの中止、中断を決定した場合にはそれに従って下さい。
19. 当法人は、ひなもりフェス実施時に出店者等並びに出店・出演内容を撮影・録音等による記録を行う場合があります。また、その記録をホームページ、印刷物作成時等に使用する場合があります。
20. 出店に関する禁止物は以下のとおりです。
    動物、化粧品、医薬品、偽ブランドコピー品、複製ソフト（録音、録画、複写等）、危険な刃物類（模造刀ナイフ、包丁、モデルガン、危険な工具類含む）、アダルト関連（風紀を乱すもの）、有料クジ、盗品、法律で禁じられている物、その他、販売に対して当法人が不適当と判断した物。
    ・宗教、政治ネットワークビジネスに関わるジャンル、及び公序良俗に反する出店は厳禁です。
    ・出店者は、食品表示法、景品表示法等の、法に準じた表示をしてください。
    また、アレルギー物質については、口頭の説明のみならず、表示をして周知を心がけてください。
21. 出店者は、会場内にて販売した商品について、明らかな不備があった場合は、後日であっても返品や交換、返金に応じる必要があります。また、購入者から求められた場合は、販売者の連絡先のメモ、または領収書を発行して下さい。
22. 出店・出演終了後は、出店場所または出演場所及び更衣室とその周囲の清掃をして下さい。集めたごみは各自お持ち帰り下さい。会場内や会場周辺にごみや売れ残り品などを放置することは厳禁です。
23. 飲酒をしながらの出店・出演は禁止です。

24. 当法人のスタッフが巡回のうえ出店内容のチェックを行い、出店基準に合致しない内容の出店者に対して出店禁止等の措置を取る場合があります。
25. 政治上の主義の推進、支持または反対する活動、特定の政党、政治家への支持や批判、特定宗教への支持や批判、集会への参加の呼びかけ等の行為は固く禁じます。

（個人情報の取り扱い）

26. 出店者等は、ひなもりフェスを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また、取得した個人情報は、出店者等が責任を持って管理・運用して下さい。
27. 情報主体との間で紛争が生じた場合は、当事者間で解決し当法人は責任を負いません。

（損害責任）

28. 盗難、販売物の瑕疵、事故（搬出入時含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者等の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、当法人はその責めを一切負いません。
29. 渡し忘れ・欠陥品等、出店者等側の落度に起因するクレームがあった場合、当法人は購入者に出店者等の氏名・連絡先を教える場合があります。
30. 出店者等が当法人または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者等の責任と費用を以って解決するものとします。また、ひなもりフェスに参加することに伴いフェス終了後に発生する出店者等間・購入者間の諸問題について、当法人は一切責任を負わないものとします。
31. 天候・災害等当法人の責めに帰さない原因による開催の変更・中止等によって生じた出店者等および関係者の損害は補償しません。

（規約の改定）

32. 当法人は本規約を随時変更することができるものとします。本規約の改定はホームページにて告知し､その時点をもって全ての事項は改定後の規約に準じるものとします。

（その他）

33. この他において、当法人と出店者等間で疑義が生じた場合またはこの規約に定めのない事項については、両者協議の上定めるものとする。

附　則

この規約は、令和６年９月２６日より施行する。

この規則は、令和７年７月１５日より施工する。